

# 第1 都たばこ税のあらまし

## 1 都たばこ税とは

地方税法第 74 条

都たばこ税は、卸売販売業者等が都内の小売販売業者に製造たばこ（輸入たばこを含む。）を売り渡す等の場合に課税される税金で、たばこの価格に含まれています。製造たばこには、都たばこ税のほか、国たばこ税、たばこ特別税（国税）、区市町村たばこ税が課税されています。

## 2 課税対象となる「製造たばこ」とは

地方税法第 74 条第 2 項・たばこ事業法第 2 条

都たばこ税の課税標準となる製造たばことは、たばこ事業法において「葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。」と定められています。

製造たばこの種類は、紙巻きたばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ、かみたばこ、かぎたばこに区分されています。パイプたばこには、水たばこ（シーシャ）、手巻き用たばこ葉（シャグ）等が含まれます。

## 3 納税義務者

地方税法第 74 条の 2 第 1・2 項、74 条の 6 第 4 項

都たばこ税の納税義務者は、次のとおり定められています。

- (1) 製造たばこの製造者
- (2) 特定販売業者（輸入業者）
- (3) 卸売販売業者
- (4) 卸売販売業者等とみなされる者（輸出用に買受けた製造たばこを小売販売業者もしくは消費者等に売渡し又は消費等を行った輸出業者）

なお、(1)～(3)をあわせて「卸売販売業者等」といいます。国へ卸売販売業者等として登録をした事業者のうち、東京都に主たる事務所(本店)又は事業所がある場合は、東京都に「営業の開廃等の報告書」を提出し、納税義務者として届け出る必要があります。（13 ページ・【表 9】参照）

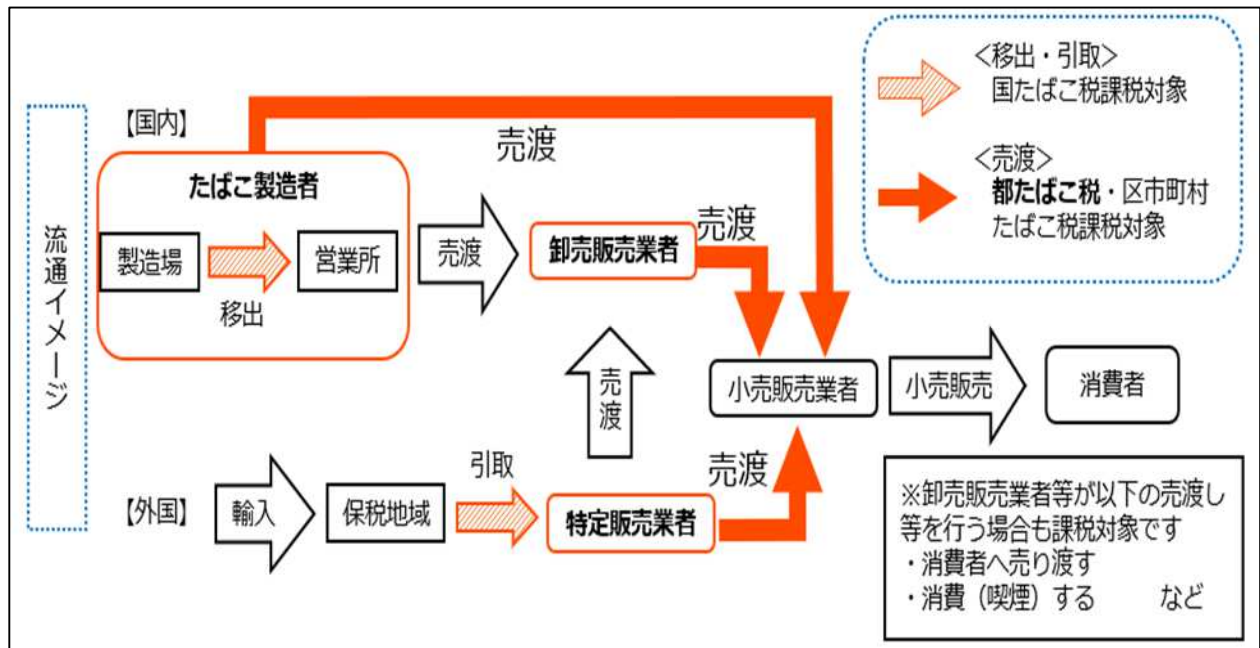
## 4 課税となる場合及び申告先

地方税法第 74 条の 2 第 1 項・2 項

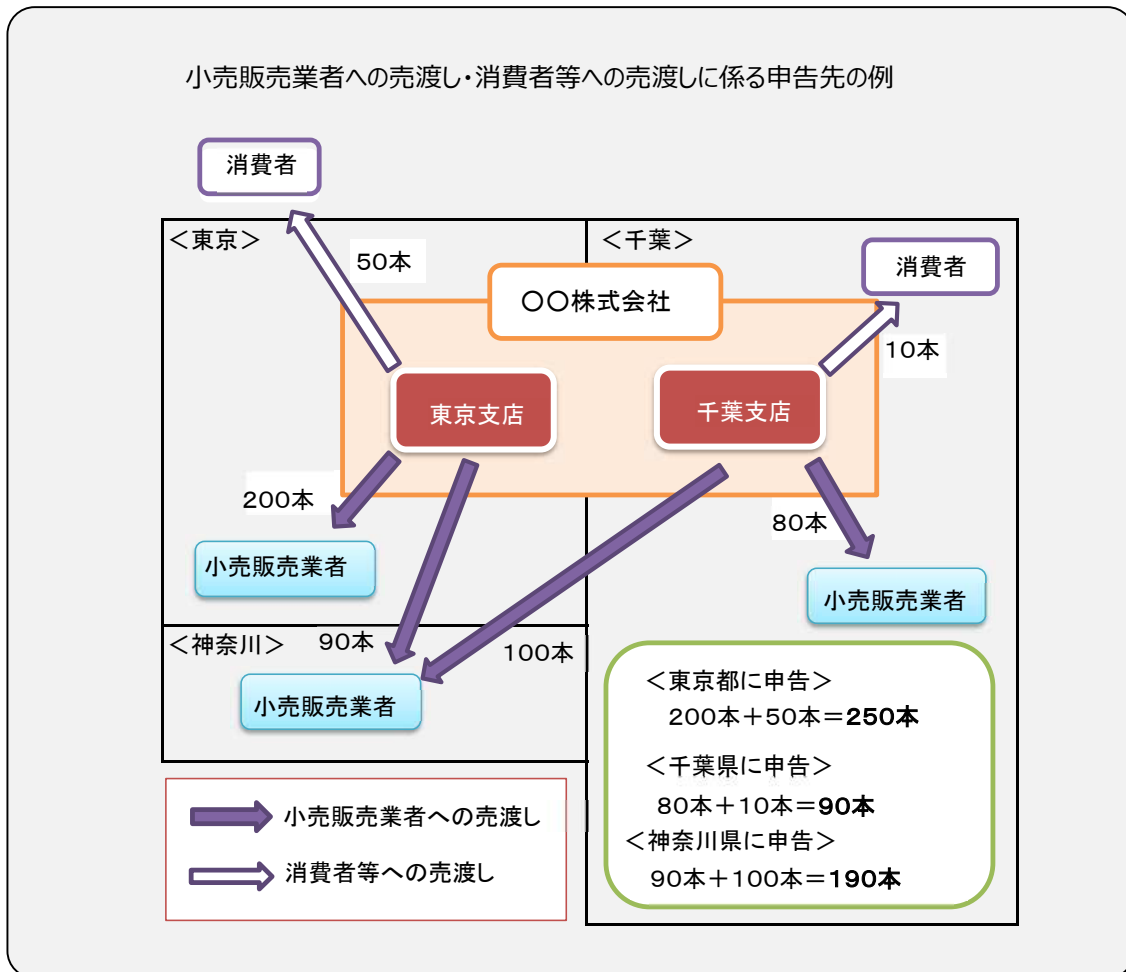
地方たばこ税（道府県たばこ税・区市町村たばこ税）が課税となる場合及び課税自治体は、次のとおり定められています。

- (1) 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合  
当該小売販売業者の営業所所在の地方自治体（都道府県及び区市町村）が申告先(納税地)となります。
- (2) 卸売販売業者等が製造たばこを消費者等（輸出業者などの消費者に準ずる者を含む）へ売渡し又は消費等（喫煙・廃棄等その他の処分を含む、以下「売渡し等」といいます。）をする場合  
当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で、当該売渡し等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する地方自治体(都道府県及び区市町村)が申告先(納税地)となります。

【図 1】たばこの流通イメージからみるたばこ税課税の仕組み



【図 2】申告先（納税地の自治体）の例



上記「4 課税となる場合及び申告先」の売渡し等に該当しない場合であっても、次に掲げる行為が行われたときには、卸売販売業者等が小売販売業者又は消費者等に売渡し等をしたものとみなして課税されます。

- (1) 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等から買受けの委託を受けて他の卸売販売業者等から売渡しを受けた製造たばこを、当該委託をした小売販売業者又は消費者等に引き渡した場合
- (2) 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対して、代物弁済、贈与、負担付贈与又は交換に係る財産権の移転として製造たばこを引き渡した場合
- (3) 特定販売業者又は卸売販売業者が、その営業を廃止し、又はその登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合
- (4) 卸売販売業者等が所有している製造たばこについて、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合（ただし、その売渡し又は消費等がされたことについて、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者とみなします。）

## 6 納税義務者になった場合等の手続き（営業の開廃等の報告書） 地方税法第 74 条の 16

都たばこ税の納税義務者になり、以下の項目に該当する場合、「営業の開廃等の報告書」（以下「開廃報告」といいます。）の提出が必要です。添付書類、提出先等の詳細は 13 ページ【表 9】を参照してください。

- (1) 新たに営業を開始する場合（新規登録）【開始届】  
新たに特定販売業者又は卸売販売業者の登録を受け、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに開廃報告の提出が必要です。※ 申告書提出前に必ず提出してください。
- (2) 営業を休止する場合【休止届】  
たばこの売渡しを休止する場合や休業する場合、その期間を記載し、提出してください。
- (3) 営業を廃止する場合【廃止届】  
営業を廃止し、特定販売業者又は卸売販売業者の廃止手続きをした場合は提出してください。
- (4) 登録内容に変更があった場合（事務所移転、名称変更等）【異動届】  
開廃報告にて報告した事項に異動が生じた場合は、その旨を記載し提出してください。

\* 新規登録後は、休止又は廃止の届出がない限り、毎月都たばこ税の申告が必要です。

## 7 申告と納付の方法

卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間に、上記 4、5 に該当する売渡し等が行われた製造たばこについて、課税標準数量及び税額等を記載した申告書を毎月末日までに提出し、その申告により納付すべき都たばこ税の納付書を作成し、金融機関等で納付します（毎月 1 回申告・納付のサイクルです）。

\* 都たばこ税は電子申告・電子納税が利用できます（14 ページ参照）。

都たばこ税の課税標準は、1 か月間で売渡し等をした紙巻たばこの本数です。ただし、紙巻たばこ以外の製造たばこについては、【表 1】の製造たばこの区分別の計算方法により、紙巻たばこの本数に換算します。

【表 1】製造たばこの区分別換算方法

区分（たばこ税法第 2 条第 2 項）		紙巻たばこの本数への換算方法
喫煙用の製造たばこ	紙巻たばこ	
	パイプたばこ ◇	1 g をもって 1 本 (1)
	葉巻たばこ ◇	1 g をもって 1 本 (1)
	軽量な葉巻たばこ (1 本あたりの重量が 1 g 未満)	1 本をもって 1 本 (2)
	刻みたばこ ◇	2 g をもって 1 本 (1)
	加熱式たばこ	(3) の計算による
かみ用の製造たばこ ◇		2 g をもって 1 本 (1)
かぎ用の製造たばこ ◇		2 g をもって 1 本 (1)

◇の区分の製造たばこを、あわせて「パイプたばこ等」と表記しています。

※ 1 紙巻たばこには紙巻きたばこ旧 3 級品を含みます。

※ 2 水たばこ（シーシャ）、手巻き用たばこ葉（シャグ）はパイプたばこに区分されます。

(1) パイプたばこ等の紙巻たばこの本数への換算方法

パイプたばこ等については、その売渡し等のときにおける製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に、当該売渡し等の数量を乗じて得た重量を製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算します。

※ 1 品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1g 未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

※ 2 1 g 当たりを 1 本又は 2 g 当たりを 1 本として紙巻たばこの本数に換算します。1 本未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(2) 軽量な葉巻たばこの換算

葉巻たばこのうち、軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこをいいます。）の換算については、葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法となります。

(3) 加熱式たばこの本数への換算方法

改正前（～令和 8 年 3 月 31 日）の課税方式【表 2】と改正後の課税方式【改正後の換算方法について】を基に、【表 3】に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算します。

【表2】改正前（～令和8年3月31日）加熱式たばこの紙巻きたばこ本数への換算方法

$$\text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値} = A+B$$

(重量部分)

$$A = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を除く。）}}{0.4\text{g}} \times 0.5$$

(価格部分)

$$B = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格（注）}} \times 0.5$$

(注)「紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいいます。

【改正後の換算方式について】

加熱式たばこを「スティック型の加熱式たばこ」（注1）と「スティック型以外の加熱式たばこ」（注2）に区分した上で、原則として1箱の重量ごとに紙巻たばこの本数に換算します。

その上で、「スティック型の加熱式たばこ」は1本の重量、「スティック型以外の加熱式たばこ」は1箱の重量に基づき、最低課税の仕組みが導入されました。

(注1)「スティック型の加熱式たばこ」とは、葉たばこを原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこをいいます。

(注2)「スティック型以外の加熱式たばこ」とは、「スティック型の加熱式たばこ」以外の加熱式たばこをいいます。

①スティック型の加熱式たばこ

$$\begin{array}{l} \text{加熱式たばこ1箱} \\ \text{の紙巻たばこの本} \\ \text{数への換算値} \end{array} = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.35\text{g}}$$

※スティック型の加熱式たばこ1本当たりの重量が0.35g未満である場合には、スティック型の加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこ1本に換算することとなります（最低課税）。

## ②スティック型以外の加熱式たばこ

$$\begin{array}{l} \text{加熱式たばこ 1 箱} \\ \text{の紙巻たばこの本} \\ \text{数への換算値} \end{array} = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.2 \text{ g}}$$

※スティック型以外の加熱式たばこの**1箱**当たりの重量が4g未満である場合には、スティック型以外の加熱式たばこの1箱をもって紙巻たばこ20本に換算することとなります（最低課税）。

なお、スティック型の加熱式たばこと併せて使用されるなど、一定の加熱式たばこの喫煙用具（製造たばことみなされるもの）は、重量が4g未満であっても、最低課税の適用はありません。

【表3】加熱式たばこの紙巻きたばこ本数への換算方法

$$\begin{array}{l} \text{加熱式たばこ 1 箱} \\ \text{の紙巻たばこの本} \\ \text{数への換算値} \end{array} = \begin{array}{l} \text{改正前の課税方式に} \\ \text{より算出した換算値} \\ \text{【表3】} \end{array} \times 0.5 \text{ (注3)} + \begin{array}{l} \text{改正後の課税方式} \\ \text{(上記①、②)によ} \\ \text{り算出した換算値} \end{array} \times 0.5 \text{ (注4)}$$

※一本未満切り捨て                      ※一本未満切り捨て

※令和8年10月1日～（注3）は0.5→0（注4）0.5→1.0

## 9 税率

地方税法第74条の5 他

都たばこ税の税率は次のとおり定められています。

1,000本につき1,070円（1本当たり1.07円）

## 10 納める税額

紙巻きたばこの本数に換算後、次の計算により税額を算出します。

課税標準数量（製造たばこの本数）× 税率 = 税額（1円未満切り捨て）

## 11 課税免除について

地方税法第74条の6

次の場合には都たばこ税は免除となります。

- (1) 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し
- (2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための製造たばこの売渡し

(3) 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

(4) 既に都道府県たばこ税を課された製造たばこの売渡し又は消費等

課税免除を受けるためには、課税免除事由が生じた月の翌月末日を期限とする申告書に必要事項を記載するとともに、上記(1)～(4)ごとの本数の内訳を記した書類を添付して申告してください。なお、上記(3)又は(4)に該当する場合は、課税免除事由に該当することを証する書類を提出する必要があります。上記(1)又は(2)に該当する場合は、証する書類の保存をしていれば、提出は不要です。

課税免除の対象とされる売渡し等も、申告書の「課税標準数量」に含めて記載する必要があります。「課税標準数量」及び「課税免除を受けようとする数量」欄へ計上して差引くことにより、税額の計算を行います。

\* (1)・(2) →8 ページ【表4】参照

\* (3)・(4) →9 ページ【表5】参照

【表4】輸出等に係る課税免除について

課税免除事由	行為者	税法上の分類	申告義務者	申告書等の提出	課税免除事由に該当することを証するに足りる書類 (取扱通知第6章13)
輸出する場合	(1) 卸売販売業者等が輸出	消費その他の処分	卸売販売業者等	必要 (課税標準数量に含め、その後課税免除欄で控除)	輸出港の所在地を所轄する税関長が積み込みを証明した書類に基づき作成された書類で、次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量(簡略化してよい) (ロ)輸出の年月日及び仕向地 (ハ)輸出港の所在地 (ニ)その他参考となるべき事項
	(2) 輸出業者が輸出	消費その他の処分 (輸出業者を卸売販売業者等とみなす)	輸出業者		
輸出の目的で輸出業者に売り渡す場合	(1) 卸売販売業者等から輸出業者への売渡し	消費者等への売渡し	卸売販売業者等	必要 (同上)	輸出業者が輸出の目的等の事項を証明した書類に基づき作成された書類で、次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量(簡略化してよい) (ロ)売渡しの理由又は目的 (ハ)売渡しの年月日 (ニ)輸出業者の住所及び氏名又は名称 (ホ)その他参考となるべき事項
	(2) 輸出業者(A)から輸出業者(B)への売渡し	消費者等への売渡し (A)を卸売販売業者等とみなす)	輸出業者(A)		
外航船の船用品又は機用品として積み込むため売り渡す場合	(1) 卸売販売業者等から取扱業者(船食業者等)	消費その他の処分	卸売販売業者等	必要 (同上)	次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量(簡略化してよい) (ロ)売渡しの理由又は目的 (ハ)売渡しの年月日 (ニ)売渡しを受けた者、積み込む者等の住所及び氏名又は名称 (ホ)その他参考となるべき事項
	(2) 輸出業者から取扱業者	消費その他の処分 (輸出業者を卸売販売業者等とみなす)	輸出業者		

【表5】廃棄、課税済たばこ等の課税免除について

課税免除事由	行為者	税法上の分類	申告義務者	申告書等の提出	課税免除事由に該当することを証するに足りる書類（取扱通知第6章13）
廃棄する場合	卸売販売業者等	消費 その他の処分	卸売販売業者等	必要 (課税標準数量に含め、その後課税免除欄で控除)	次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量 (ロ)廃棄の理由 (ハ)廃棄の年月日及び場所 (ニ)その他参考となるべき事項
都道府県たばこ税課税済みの製造たばこについて売り渡しを行う場合	(1) 営業廃止・登録取消された特定販売業者又は卸売販売業者から、卸売販売業者等に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸売販売業者等が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸売販売業者等	必要 (同上)	次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量 (ロ)先に都道府県たばこ税を課された状況（関係道府県の名称、課税年月、納税義務者の住所及び氏名又は名称等） (ハ)その他参考となるべき事項
	(2) 消費者等から卸売販売業者等に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸売業者等が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸売販売業者等		
	(3) 卸売販売業者等から卸小売に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸小売が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸小売 ※		
	(4) 小売販売業者とみなされた卸小売から卸売販売業者等に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸売販売業者等が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸売販売業者等		
					<p>※「卸小売」・・・小売販売業者でもある卸売販売業者等のこと。卸小売の場合、未課税の製造たばこと課税済みの製造たばこの両方を所有する場合がある。</p> <p>課税済みの製造たばこをさらに別の小売販売業者に売り渡す際に、二重課税の可能性があるので、課税免除の対象とすることができる。</p>

卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、取引先の小売販売業者から製造たばこの返還を受けた場合には、返還された製造たばこについて納付された、又は納付されるべき都たばこ税に相当する金額を控除し、又は還付します。【表 6】参照

【表 6】返還控除の要件等

要件	(1) 販売契約の解除その他やむを得ない理由（販売不適品等）により返還を受けたこと (2) 小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けたこと (3) 申告書を期限内に提出していること		
申請先	その返還控除等の対象となる製造たばこに係るたばこ税を納付した(又は納付すべき)地方団体		
申請時期	「製造たばこの返還を受けた日の属する月」の翌月以後		
申請額	その返還控除等の適用を受けようとする申告書の提出期限の属する月の前月までに、小売販売業者から返還を受けた製造たばこに係るたばこ税に相当する金額 (ただし、返還控除等を受けようとする同時に、課税免除の適用を受けようとする場合は、課税免除の適用金額を先に控除し、次いで返還控除等の金額を控除する)		
手続	控除される場合	還付される場合①	還付される場合②
	製造たばこの返還の日の属する月の翌月以降に提出期限の到来する申告書によって、申告すべき課税標準数量に係る都たばこ税から「返還控除を受けようとする金額」を控除して申告納付する。	控除に係る月分の申告書によって申告すべき都たばこ税額から「返還控除を受けようとする金額」を控除しきれずに赤字額が出た場合は、その不足額に相当する金額が還付される。	控除に係る月分において、都に対して申告すべき都たばこ税額がない場合は、別途「還付請求申告書」によって「返還控除を受けようとする金額」に相当する金額が還付される。
提出書類	次に掲げる事項が記載された「返還に係る製造たばこの明細書」【第 16 号の 5 様式】 (イ)返還に係る製造たばこの品目、品目ごとの数量 (ロ)返還の理由及びその他参考となるべき事項 【添付書類】 ・販売契約の解除を証する書類その他の当該製造たばこの返還の事実を証するに足りる書類 (例) 1) 返品者が返還に係る事実を記載した送付状等の書類 2) 返品を受けた者が返還に係る事実を記載した書類で返品者が署名又は押印したもの		

小売販売業者に売渡す前の在庫が、盗難及び災害等に遭遇し、在庫管理の際に実在庫と受払い報告書上の在庫に差が出た場合は、原因の調査究明と同時に、港都税事務所事業税課個人事業税班へ連絡してください（13ページ参照）。

【表7】盗難及び主な災害について

	盗難	水害	火災
遭遇時	(1) 盗難及び災害遭遇時の具体的状況（被害数量、被害状況等）を把握し、確実な事実確認を行う。 (2) 盗難及び災害に係る管轄官庁への届出、及び港都税事務所への連絡を行う（内容により対応が異なる場合があるため）。 (3) 管轄官庁から証明を取り寄せる等して申告準備を行う。		
被害に係る届出先及び証明書	管轄官庁：警察署	管轄官庁：区市町村	管轄官庁：消防署
	盗難証明書は出ないため、任意の様式に下記の内容を記載して提出。 ・盗難された日 ・盗難された場所 ・盗難された製造たばこの本数 ・被害届を提出した警察署 ・被害届の受理番号	り災証明書  ※ 都たばこ税申告の際は、被災した製造たばこの品目ごとの数量等を記載して添付すること（任意の様式）。	
申告時	「受払い報告書」備考欄に、盗難及び災害に遭った旨の内容（遭遇場所、損害数量等）を記載し、「前月末在庫」欄には、損害数量を除いた実在庫を計上する。		

## 【「災害等」の範囲】

「災害その他やむを得ない事情により亡失」することをいいます。

- (1) 災害
  - ・自己の責任によらないもの等に基因する災害
  - ・天災（震災、風水害、凍害、冷害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等）又は火災その他の人為的災害
- (2) やむを得ない事情
  - ・災害に準ずるような状況にある事態（誤送や盗難等による亡失は含みません。）
- (3) 亡失
  - ・製造たばこが物理的に存在しなくなる事（原則）  
 （原形をある程度とどめていても、損傷、汚損等により、喫煙用等に供することができず、原料に還元せざるを得ないようなものも含まれます。）

【表 8】都たばこ税申告書等の様式及び提出の要・不要一覧

No.	様式の名称	東京都登録の 卸売販売業 者等	他道府県登録 の卸売販売業 者等	摘 要
1	都たばこ税の申告書・修正申告書 (第 16 号様式)	◎	△	
2	品目別課税標準数量明細書 (第 16 号様式別表 1)	△	△	
3	区市町村別課税標準数量明細書 (第 16 号様式別表 2)	△	△	
4	受払い報告書 (第 16 号の 2 様式)	◎	不要	
5	卸売販売業者等からの買受け等明細書 (第 16 号の 2 様式別表 1)	△	不要	
6	卸売販売業者等への売渡し等明細書 (第 16 号の 2 様式別表 2)	△	不要	
7	小売販売業者への売渡し等明細書 (第 16 号の 2 様式別表 3)	△	不要	
8	返還に係る製造たばこの明細書 (第 16 号の 5 様式)	△	△	
9	都たばこ税納付書 (第 16 号の 4 様式)	△	△	
10	【法 74 条指定申請用】特例期限適用 申請書(第 16 号の 6 様式)	△	△	
11	【法 74 条指定者用】都たばこ税の申告 書・修正申告書(第 16 号の 3 様式)	△	△	No.11 の申請により地方税 法第 74 条の 10 第 3 項 の規定による指定を受けた 者のみ使用できます。
12	都たばこ税還付請求申告書 (第 16 号の 7 様式)	△	△	

※ ◎…毎月月末までに前月分の申告が必要。申告納付すべき税額及び課税標準数量がない場合でも 0（ゼロ）での申告が必要です。

△…必要に応じて（課税標準数量、売渡し数量、買受け数量等がある場合）申告書及び受払い報告書に添付の上提出して下さい。

**【表9】 営業の開始・休止・廃止等の届出一覧**

届出内容	届出用紙の名称	届出内容等	添付書類等
営業の開始 (新規登録) 【開始届】	営業の開廃等の報告書 (第16号の8様式)  ※様式はすべて同一で す	・特定販売業登録年月日 ・卸売販売業登録年月日 ・小売販売業登録年月日	・特定販売業許可通知書 (東京税関発行) ・卸売販売業許可通知書 (関東財務局発行) ・小売販売業許可通知書 (関東財務局発行) ・履歴事項全部証明書 (法人の場合)
営業の休止 【休止届】		・休止期間	・休止の事実を証する書類 (休止のお知らせ等)が あれば、添付。 ※休止期間が6か月を超 える場合は、6か月ごとに提 出が必要
営業の廃止 【廃止届】		・廃止年月日	・東京税関又は関東財務 局提出済の廃止届(写し)
異動 (組織変更、所 在地変更等) 【異動届】		・異動のあった内容、異動 年月日	・変更したことが確認できる 書類(商業登記等)

**【特記事項】**

\*【表8】No.1～8及び【表9】の様式については主税局ホームページからダウンロードできます。

都たばこ税HPアドレス：<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/leisure/cigar> >

\*【表8】No.9～12は東京都港都税事務所に請求してください。

**【都たばこ税申告書及び営業の開廃等の報告書の提出先】**

〒106-8560 港区麻布台 3-5-6  
東京都港都税事務所事業税課個人事業税班  
電話番号 03 (5549) 3805  
※都内の提出先は全て東京都港都税事務所です。

都たばこ税は「e L T A X（エルタックス）地方税ポータルシステム」から電子申告及び電子納税が利用できます。

電子申告は毎月の申告書の郵送や持参が不要で、電子納税も金融機関に行く必要がなくなり大変便利です。また、複数の地方自治体へまとめて申告することができます。

### （１） eLTAX（エルタックス）とは

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

地方税の申告、申請、納税などの手続きは、紙の申告書で手続きを行う場合、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありましたが、eLTAXは、電子的な一つの窓口によるそれぞれの地方公共団体への手続きを実現しています。

なお、eLTAXは、地方公共団体が共同して運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用しています。

### （２） 電子申告とは

電子申告では、PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができます。紙の申告書で複数の地方公共団体に申告の手続きを行う場合は、作成した申告書をそれぞれの受付窓口へ提出する必要がありました。電子申告では、複数の地方公共団体へ提出する場合でも、送信先はいつでも同じ窓口（ポータルセンター）になります。

### （３） 電子納税（共通納税）とは

電子納税(共通納税)とは、自宅やオフィスから、地方税の納付手続きを電子的に行うことです。全ての地方公共団体へ一括して電子納付(※)することができます。

※電子納付とは、納税者がインターネット等を利用して国や地方公共団体へ税金を電子的に納付する仕組みです。

**電子申告に関する詳細は e L T A X（エルタックス）ホームページ  
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご参照ください。**

